

【海外安全対策情報】セブ州犯罪統計（2022年1月～3月）

【ポイント】

- 当館管轄地域に関する社会・治安情勢、一般犯罪等に関する情報をお知らせいたします。当地における安全対策をご検討される際の参考とさせていただきます。

【本文】

1 社会・治安情勢

- (1) フィリピン保健省によると、本年1月に新型コロナウイルス感染者のピークを迎え、1日の新規感染者が3万人を超える日もありました。その後、1日の新規感染者数は200人程度で推移するまでに減少し、落ち着きを見せておりましたが、6月下旬には、1日の新規感染者数は600人を超え、約2ヶ月半ぶりの多さになる日も出るなど、再び感染拡大期に入っているとのこと。報道などによれば、現時点でフィリピン保健省はコロナ規制のさらなる厳格化は検討しておらず、十分な感染症対策を講じるよう呼びかけていくとの方針を示しています。
- (2) フィリピン国内における新型コロナウイルス感染症対策は、各地域に対して発出された警戒レベルに応じたコミュニティ隔離措置が実施されており、その地域の感染状況に応じては、一時的に市・バランガイ単位でより厳格な隔離措置が課されている場合があります。
- (3) 引き続き、滞在先の地方行政機関当局の発表や報道等で最新情報を入手し、新型コロナウイルス感染症の感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便（搭乗時における必要書類を含む）、入国規制（検査・検疫を含む）等に関する最新情報に留意してください。
- (4) ロシアのウクライナ侵攻を背景とした穀物価格や燃料価格の上昇や新型コロナ対策の行動制限によるサプライチェーンの混乱などを背景に、治安状況にも少なからず影響が出ており、セブ州の各種犯罪が全体として増加傾向にあると見られます。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

フィリピン国家警察によるセブ州の犯罪統計によれば、2022年4月～6月における犯罪発生件数は以下のとおりです。

- ・殺人（含む未遂）：45件（前期46件）
（45件中セブ、マンダウエ、ラプラブの3市で20件）
- ・傷害：142件（前期136件）
（142件中、上記3市で53件）
- ・強姦：74件（前期62件）
（74件中、上記3市で18件）

- ・強盗：72件（前期50件）
（72件中、上記3市で25件）
- ・窃盗：288件（前期211件）
（288件中、上記3市で176件）

3 テロ・爆弾事件発生状況

邦人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

4 誘拐・脅迫事件発生状況

邦人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

5 日本企業の安全に関する諸問題

フィリピンにおいては一般的に、企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなく、セブにおいても日系企業（社員）や関連企業（現地法人）に対する恐喝や不審電話等が報告されることがあります。進出日系企業関係者は、企業及び社員の安全に関し常時注意してください。

6 その他

日本人帰国者を含む全ての日本への入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出を求めています。日本へご帰国・入国される方は、検査証明の取得に際して、日本の厚生労働省が指定するフォーマットを利用するようにしてください。

【参考】厚生労働省（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

7 下記も併せてご参照、ご活用ください。

- 在セブ総領事館作成「セブにおける安全対策（安全の手引き）」（2022年4月版）

<https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/files/100346381.pdf>

- 外務省領事局邦人テロ対策室作成「海外赴任者のための安全対策小読本」

https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/pamph_08.pdf

- 外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ： https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html